



平成23年5月19日

各 位

会 社 名 日 水 製 薬 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 佐々 義廣  
(コード番号 4550 東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員経理部長 後藤 守男  
(TEL 03-5846-5611)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月24日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設し、併せて同規定の一部と内容が重複する文言の削除、条数の繰上げなど所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成23年6月24日（金曜日）

定款変更の効力発生日：平成23年6月24日（金曜日）

別紙

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第36条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第38条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>第39条(条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第35条(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p><u>当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第38条(現行どおり)</p>

以上